

『HPやスマホでe-Tax急増 所得税等確定申告状況』

国税庁は先般、令和元年分の確定申告の状況を公表した。所得税等では申告書の提出人員が2,204万人(前年比0.8%減)、うち納税人員は630万人(同1.3%減)。所得金額は41兆6,140億円(同1.2%減)、申告納税額は3兆2,176億円(同2.0%減)と、いずれも減少。個人事業者の消費税の申告件数は111万4千件(同1.8%減)、申告納税額は6,062億円(同2.2%増)であった。贈与税の申告人員48万8千人(同1.2%減)のうち納税人員は35万5千人(同1.4%減)、申告納税額は2,500億円(同10.3%減)と、やはり減少した。



e-Taxによる申告は所得税で630万2千人(同16.2%増)、贈与税で20万3千人(同5.0%増)。うち、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーを利用した提出は195万人(同57.2%増)に上った。スマホを使つての申告も47万人となり、前年分から約4倍の増加を見せた。

地方公共団体で受け付けた確定申告データを税務署に送信する「データ引継」の利用件数は、運用開始の平成28年分の約8倍にあたる114万人となった。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長に伴い、各数値は本年4月末日までの情報に基づくもの。

『家賃支援給付金 法人最大600万円一括で』

中小企業庁は、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金の申請受付を開始した。

支給対象は、(1)資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象(2)5月～12月の売上高について、1ヵ月で前年同月比▲50%以上 または連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上(3)自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いを行っている。

給付額は、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。法人で支払賃料(月)75万円以上だと給付額は2/3、75万円超だと50万円+(支払い賃料の75万円超過分×1/3、上限100万円)。個人事業者で支払賃料37.5万円以下だと給付額は2/3、37.5万円超だと25万円+(支払賃料の37.5万円超過分×1/3、上限50万円)。申請は、2021年1月15日までの間で申請できる。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com